

1) 次期計画の方向性について

(1) 現行計画（第2期宇治市地域福祉計画）

【基本理念】

「一人ひとりを認め合い ともに支え合う 安心して暮らせる住民主体の
福祉のまちづくり」

【地域福祉推進の基本的視点】

- I 基本的人権を重んじ誰もが地域で当たり前で暮らせる安らぎのあるまちづくりを実現します。(人権尊重)
- II 住民が主体となって地域の元気力を育むはりあいのあるまちづくりを進めます。(住民主体)
- III 豊かな自然環境や地域の歴史・風土をいかしうるおいのある個性的な地域福祉の創造に努めます。(福祉文化の創造)

【地域福祉推進の指針】

「3つの『み』」

- ・魅力ある活動を
- ・みんなの手で
- ・見える形に

【地域福祉推進のプログラム】

1. 安全・安心に暮らせるまちづくり
2. 地域福祉活動への住民参画の推進
3. ゆるやかな支え合い
4. 多様な福祉サービスの創生と展開
5. 安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供

<進行管理> 「宇治市地域福祉推進委員会」において毎年進行管理
地域福祉推進のプログラム<推進のめやす>を作成し、事業評価を行う

<計画期間> 11ヶ年計画（平成23年（2011年）3月
～令和4年（2022年）3月）

(2) 次期計画の方向性

第3期計画の策定にあたっては、施策の連続性を考慮し、第2期計画をベースとしながら、その内容を点検し、新たに見えてくる課題や変動する社会情勢に対応するため、下記の点などを踏まえ策定するものとする。

○前回策定時から時代背景の変化に伴う事項

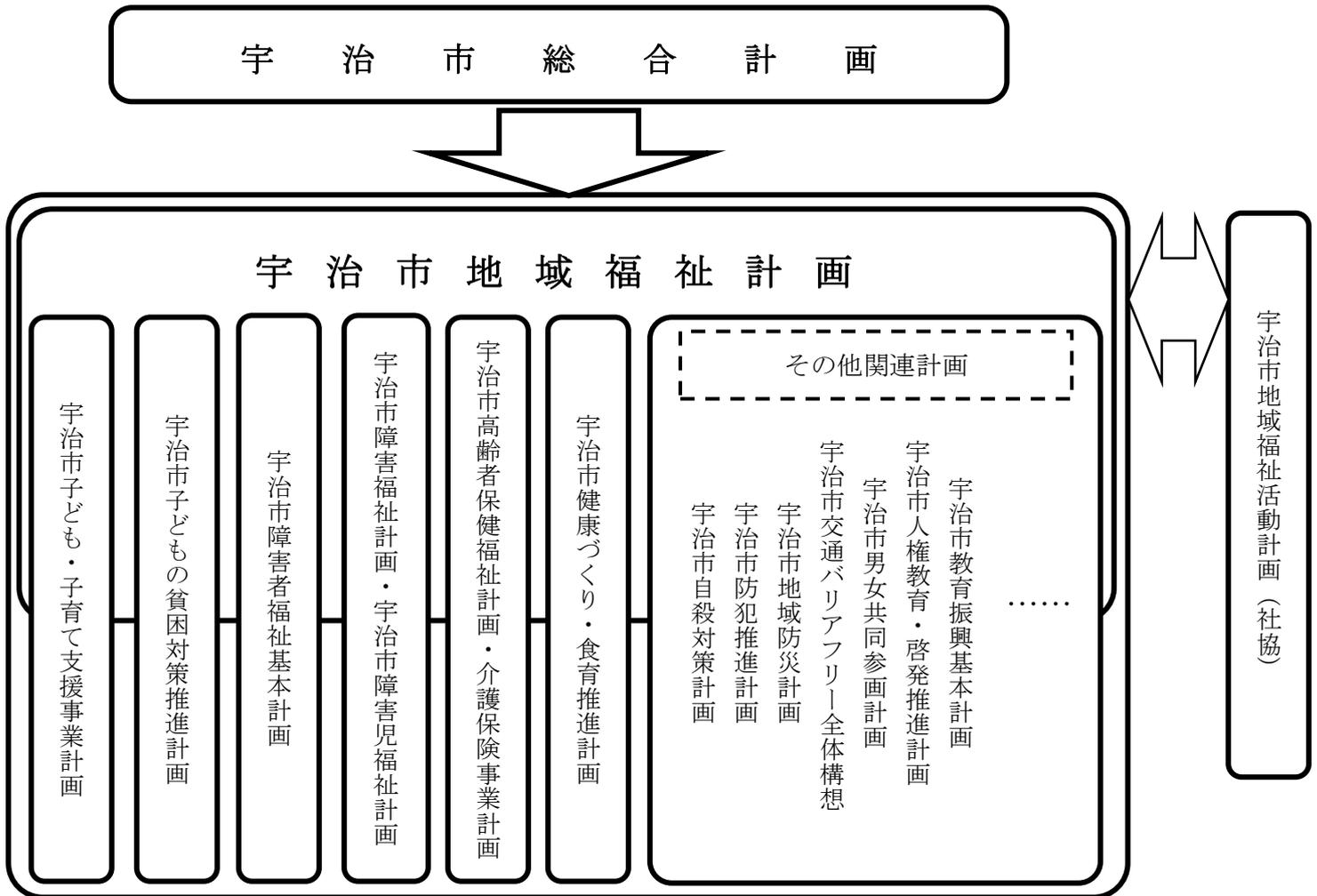
- ・人口推移→高齢化の進行
団塊の世代が2025年に全員75歳以上になる(2025年問題)
- ・ひきこもり支援について
(府：脱ひきこもり支援センター、市：相談スペース『あんど ゆー』の設置)

○法改正等

<社会福祉法改正（平成30年（2018年）4月1日施行）>

- ・計画の位置付け ⇒ 他計画の『上位計画』へ 【資料3-2】
 - >第2期計画は他分野を地域福祉の側面から見る総合的な計画という位置付け
 - >関連計画が第2期計画策定時より変わっているため見直しが必要。
- ・地域福祉計画に盛り込むべき事項 【資料3-3】

上位計画としての位置付け（イメージ図）



<社会福祉法改正（令和3年（2021年）4月1日施行）>

- ・重層的支援体制整備事業に関する事項
- 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

<生活困窮者自立支援法（平成 26 年（2014 年）3 月 27 日付厚生労働省通知）>

【資料 3 - 4】

- ・生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項
 1. 生活困窮者自立支援方策の位置付けと地域福祉施策との連携に関する事項
 2. 生活困窮者の把握等に関する事項
 3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

<成年後見制度利用促進法（平成 28 年（2016 年）5 月 13 日施行）>

- ・成年後見制度利用促進に関する市町村計画に盛り込むことが望ましい事
 - ①権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備
 - ②チーム、協議会の具体化の方針
 - チーム：協力して日常的に見守り、継続的に状況把握して必要な対応を行う
 - 協議会：チームに対する専門的な支援を行う合議体、中核機関が事務局を担う
 - ③中核機関の整備・運営の方針
 - ・市単独で社会福祉協議会等に整備
 - ・地域包括支援センターに整備
 - ・複数の市町村が協働して社会福祉協議会や NPO 団体等に整備
 - ④権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の 4 つの機能の段階的、計画的な整備
 - ⑤助成制度のあり方

<人権三法>

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- ・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）